

「ジョーシングループ腐敗防止方針」の策定について

上新電機株式会社(本社:大阪府大阪市、代表取締役 兼 社長執行役員:金谷 隆平)は、「ジョーシングループ腐敗防止方針」を策定いたしました。

当社グループは2022年7月、「人権の保護」「不当な労働の排除」「環境への対応」「腐敗の防止」に関する原則を定めた「国連グローバル・コンパクト」の趣旨に賛同し署名しました。その取り組みの一環として2022年12月に「ジョーシングループ人権方針」を、2023年2月に「ジョーシングループ調達方針・調達ガイドライン」を公表し、この度、新たに「ジョーシングループ腐敗防止方針」を策定し周知を行うことといたしました。

当社グループはこれまで「ジョーシングループ行動規範」を公表し、腐敗行為の禁止を従業員に啓発、徹底してきましたが、今後は腐敗防止に関する当社グループの方針を改めてステークホルダーの皆さまに共有することで、サプライチェーン全体における長期的でより深い信頼関係を構築していきます。

当社グループは、経営理念「人と社会の未来を笑顔でつなぐ」を実現するために、あらゆる形態の腐敗防止に取り組むべく、腐敗防止方針を社内外へ積極的に周知し、ステークホルダーの皆さまとともに公正な競争による新たな社会価値の共創を目指します。

【「ジョーシングループ腐敗防止方針」の骨子】

1. 法令等の遵守
2. 腐敗行為の禁止
3. フランチャイズ加盟店、関係会社、業務委託先との関係
4. 腐敗防止にかかる体制
5. 記録・保管
6. 教育・周知徹底
7. モニタリングおよび検証

【「ジョーシングループ腐敗防止方針」本文】

次ページからの別紙をご参照ください。



お問い合わせ先: 上新電機株式会社 経営企画部 広報担当
TEL 06-6631-1122 FAX 06-6644-3626
E-mail: keieikikaku@joshin.co.jp <https://www.joshin.co.jp/>

ジョーシングループ腐敗防止方針

ジョーシングループは、経営理念である「人と社会の未来を笑顔でつなぐ」を実現するために、すべての取引、事業活動において法令を遵守し、贈収賄等を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組みます。すべてのステークホルダーの皆さまと公正な取引を通じて、長期的な信頼関係を構築し、相互の繁栄・存続を目指します。

本方針は、ジョーシングループの全役員および全従業員※に適用されます。また、ステークホルダーの皆さまに対しても腐敗行為防止への取り組みを求めてまいります。

1. 法令等の遵守

ジョーシングループは、腐敗防止及び贈収賄防止に関する法令、本方針および社内規程等を遵守し公正な取引、事業活動を行います。

2. 腐敗行為の禁止

・接待、贈答等の禁止

役員および従業員は、公務員や公務員に準ずる者を含む何人に対しても直接的・間接的にかかわらず、不正な利益の取得や優遇を目的とする、または良識の範囲を超えた接待・贈答等の供与をせず、また、そのような接待・贈答等を受けません。

・強要の禁止

役員および従業員は、何人に対しても法令に違反する要求または強要を行いません。また、そのような要求や強要を受けた場合は、毅然と断ります。

・自由な競争と公正な取引の維持

ジョーシングループは、すべての取引、事業活動において、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）や私的独占等、独占禁止法で規制する行為、その他公正・公平・透明・自由な競争を阻害する行為は行いません。

・取引先、提携先との関係

お取引先さま、提携先さまとの信頼関係を大切にし、常に対等かつ公平な立場を維持し、優越的地位の濫用など、お取引先さま等に不利益を与える行為は行いません。

お取引先さまの選定については、社内規程等の基準に基づいて、公正に選定します。

・インサイダー取引の禁止

役員および従業員は、株価への影響が考えられる未公表の内部情報を利用して、株式の売買等を行いません。また、そのような未公表の内部情報について社内外への伝達は一切行いません。

・反社会的行為への関与の禁止

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体には一切関与せず、反社会的勢力からの接触には毅然と対応し、拒否します。

3. フランチャイズ加盟店、関係会社、業務委託先との関係

互いの自主性を尊重し、腐敗防止への取り組みと公正かつ健全なパートナーシップを構築します。また、正しい情報開示とコミュニケーションに努めます。

4. 腐敗防止にかかる体制

腐敗行為の防止のため、本方針に違反または違反するおそれがある行為について、公益通報制度による役員および従業員等からの相談・通報を受ける体制を構築しています。

本方針に違反または違反のおそれがある場合、速やかに役員会等に報告し、社内規程に基づき適切に対処します。公益通報窓口への通報についても、通報者保護を徹底のうえ、同様に対処します。

なお、社内調査を実施した結果、腐敗防止及び贈収賄防止に関する法令または本方針を含む社内ルール等に違反する行為が判明した場合は、社内規程に則り、適切かつ迅速に処分を行います。

5. 記録・保管

腐敗防止及び贈収賄防止に関する法令および本方針を遵守するために、すべての取引について正確に会計処理を行い、関連資料を適切に保管します。

6. 教育・周知徹底

役員および従業員に対し、腐敗行為防止に関する意識向上のため、本方針および「ジョーシングループ行動規範」の周知に取り組みます。また、贈収賄の禁止や公益通報制度の周知など、腐敗行為防止に関する教育・研修を定期的を実施します。

7. モニタリングおよび検証

内部統制システムに基づき、腐敗行為防止に努め、想定されるリスクとその対応策を記録化・モニタリングし、定期的の実効性を確認します。

※正社員、契約社員、パートタイマー、アルバイト、嘱託社員、派遣社員をいう

制定日：2023年3月28日

上新電機株式会社 代表取締役兼社長執行役員